

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
外国人との共生促進の可能性について	日本の4都市とアフリカ4か国とのホームタウン騒動がありました。JICAも日本政府も各自治体も内容の詳細を示さないために大きな話題となり、地域住民を中心に大きな反対運動となっています。 各自治体では事前に市民へのお知らせ等はなく、市の職員も寝耳に水だったようですが、JICAのような団体からの一方的な認定にしろ、市長の独断にしろ、吹田市でも今後そのような可能性や現在進行中の案件などはあるのでしょうか？また、それらはどこで公表され、決定前に一市民として意見を申し上げたり賛否の意思表示をすることが可能であるか教えてください。 外国人が地域に増えるということは、ゴミ出し問題や騒音問題などが起こるものです。特に今回問題になったアフリカのような地域からの流入者であれば感染症や宗教の違いによるトラブルもとても心配です。また、学校教育現場において日本語の通じない子やムスリムに対応することで日本人の子の学習機会や給食における日本の食文化が奪われるようなことがあってはなりません。 吹田市多文化共生推進アクションプランというのがあるようですが、外国人と同じ地域で暮らす上で、市民が我慢するのは共生ではないということをしかりと念頭に置いて実行していただきたいと思います。	本市において、「日本の4都市とアフリカ4か国とのホームタウン」のような取組を行う予定はございません。 なお、外務省のホームページにおいて、「「JICAアフリカ・ホームタウン」に関して」として情報発信がされておりますので御確認ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02637.html	文化スポーツ推進室	R7.9.22	R7.9.29
国勢調査員からの質問について	本日(9/22)の夕方我が家に国勢調査員が来られました。簡単な説明の後に家族構成を訊かれました。うっかり答えましたがこれって本当に答える必要が有るのですか？ 又、調査員に対して家族構成を各戸別に訊くような指導をされていますか？もしそうだとしたら犯罪の温床になる気がするのですが実態がどうなっているのか教えてください。そして調査員に対してその様な指導をされていないなら即刻止めさせて下さい。回答をお待ちしています。	この度はご迷惑をおかけし大変申し訳ございませんでした。 総務省統計局が作成している「調査の手引」等に、「調査書類の配布時には、調査票1枚に4名分しか記入することができないことを説明した上で、調査票の必要枚数を確認する。」と記載があります。そのため、「世帯員数が5人以上であるか」又は「調査票が2枚以上必要か」といった質問をし、調査票の必要枚数を確認させていただいています。 ただし、世帯員数を確認することはあっても、家族構成を確認するようには指導していません。 つきましては、ご指摘いただいた内容について、調査員へ再度指導いたします。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	総務室	R7.9.24	R7.9.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C69-「駅前の“町名街区地図案内板”の正常化が必要」	豊津駅前に設置されている“町名街区地図”が経年により、公共施設の位置が移転他などでの変化が見られ、現状と異なり市民に誤解を与えます。 また、当該エリアには、大型のマンションが多く建設されて、新しい住民が増えていることから、正常化が必要。また毎年、3月には新入大学生がマンション入居に伴いウロウロされています。 ⇒添付画像。C69-町名街区地図案内板。豊津駅前 1)数年(5年位)前に、駅前からコンビニの前に移設されましたが、“現在位置”の矢印は旧のままで、正しくありません。⇒移設時に変更すべき。加えて、夜間はコンビニの多くの蛍光灯が映り込み見難いです。 ⇒添付画像。C69-町名街区地図。豊津駅前で地図を撮影の方 ※総合福祉会館、図書館、体育館、市民プールへ行かれる方が、良く見られています。 2)山手町1丁目の山手地区公民館は(完成から6年半)、まだ旧の位置に表記。関連で山手町4丁目37の高齢者いこいの間は、同時期に移転、まだ文字が。 3)旧吹田市民病院(移転から7年目)および医師公舎跡は、文字が消されていますが、市民病院併設の看護師寮や保育園は廃止されているのに文字が残っています。⇒なぜ一緒にされなかったのか疑問。 4)高寿園(福祉避難所・支援センター)の旧の位置の文字は消されているのに、移転先には建物・文字の表記がありません。 5)大和大学が開校から5年になりますが、広い敷地なのにまだJR西の社宅群のままで、建物・文字情報がありません。 6)出口町35のマンション(広域避難地に指定)の建物・文字表記がありません。他のマンションには、名前が表記されているのに・・・ 7)山手町2-1の山手ハイツ、山手町2-18の郵政の社宅2棟は建替えられて、新しいマンションが出来て名前が変更されています。山手郵便局の表記は、必要と思います。 8)公共施設の移設工事の稟議書起案者が、“町名街区地図案内板”の管理部署に情報提供をするルールが無いと考えます。このエリアに住んでおられる市職員がおられたら、気づいて欲しい。 9)後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言が有ります。秘書課長様から、後藤市長様への情報提供をお願いいたします。 ※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	お問い合わせいただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。 市内各所に設置されている町名街区案内図については、修正が必要である箇所を順に毎年補修作業を実施しております。ただ、市内全域で合計102箇所設置されている案内図について、例年の予算の範囲内で全て補修することは難しいため、優先的に修正が必要な箇所を選定の上実施しております。 今年度は御指摘いただきました豊津町設置の対象案内図も含め、優先的に必要な箇所の補修作業を実施するものとします。 以上、どうぞ宜しくお願い申し上げます。	市民課	R7.9.17	R7.9.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C68-「吹田市の“企業版ふるさと納税”サイトへの提言」について	1)吹田市の“企業版ふるさと納税実績”のサイトは、更新日は2025年1月22日であり、今迄の実績は令和6年度の2社のみで、令和7年度および令和5年度以前の記載はありません。 ・“企業版ふるさと納税”は、吹田市以外の企業からの寄付になります。他市では、令和3年度から寄付の実績もあります。吹田市への寄付企業数が少ないことについて、吹田市行政経営部 企画財政室は、どのように分析をされているのでしょうか？。 ⇒添付画像。C68-吹田市の企業版ふるさと納税実績。R6年度-2社のみ。令和7年度、令和5年度以前なし 2)【私見】吹田市への寄付をされる企業が少ないのは、①吹田市の事業名が企業とマッチングしないのか？。②寄付をされた企業の記載内容が文字情報のみであり、他市のHPのように“企業のロゴ、企業様ご紹介、HPのリンク”が貼り付けて無く、⇒企業にとっては、PR効果が低いと思っておられるのかもしれませんが。⇒検証が必要かと思えます。 ※また、枚方市への実績は、R6年に18社。R7年に8社が寄付をされています。加えて感謝状贈呈式(令和7年9月8日開催+他の企業にも有り)の様子のリンクがあり、寄付をされた企業への敬意が見られます。 【他市の実績。9/14日現在】 ⇒添付画像。C68-西宮市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度4社)(令和7年度2社) ⇒添付画像。C68-尼崎市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度5社)(令和7年度1社) ⇒添付画像。C68-豊中市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度23社)(令和7年度3社) ⇒添付画像。C68-池田市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度6社)(令和7年度4社) ⇒添付画像。C68-箕面市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度22社)(令和7年度3社) ⇒添付画像。C68-摂津市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度1社)(令和7年度1社) ⇒添付画像。C68-茨木市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度4社)(令和7年度2社) ⇒添付画像。C68-枚方市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度18社)(令和7年度8社)+感謝状贈呈式 ⇒添付画像。C68-枚方市。企業版ふるさと納税の感謝状贈呈式 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 本市では、令和6年度に初めて2社からご寄附いただいております。令和5年度以前の実績はなく、また、令和7年度についても、令和7年9月1日時点での実績はございません。 制度開始から、庁内での周知やチラシ・ホームページの作成による企業向けの周知を行ってまいりましたが、実績が少ないため、さらなる周知や工夫が必要と認識しております。 2-①)について 本市では、寄附の対象となる事業を「吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に紐づく4事業としており、具体的な取組名称ではないため、企業にとってマッチングしづらい場合もあると存じます。 そのため、ホームページやチラシでは、4つの対象事業に関連する具体的な取組例も記載しているところですが、企業の寄附のご検討に資するわかりやすい情報となるよう努めてまいります。 2-②)について 企業におかれては、寄附によるPR効果を含めて寄附をご検討されることもあると存じます。 本市においても、掲載内容の充実に努めてまいります。	企画財政室	R7.9.16	R7.9.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C52-「参議院議員通常選挙投票案内状作成業務に係る制限付一般競争入札について」の市HPへの掲出に疑問。	表題について、9月2日の新着情報に掲載されましたが、違和感があり、サイトを開くと冒頭に「この案件は募集を終了しています。」の記述が。 ⇒添付画像。C-52。参議院議員通常選挙投票案内状作成・・・」の新着情報9/2 ・募集期間は、2025年4月9日～4月18日であり、また更新履歴の最終は、2025年4月28日の入札結果を掲載しました。であり、選挙管理委員会事務局は市HPに掲載された目的を教えてください。 ⇒添付画像。C-52。参議院議員通常選挙投票案内状作成・・・」のサイト。募集終了。9/2 ※広報課に供覧願います。 ※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ⇒今日まで市HPに掲載されたままで、削除がされていません。後藤市長様、市議会議員の皆様、各部局長、市職員の方々は、吹田市のHPを見ておられないのでしょうか？。見ておられたら選挙管理委員会事務局に情報提供されている筈。 ※写真については、公表しておりません。	参議院議員通常選挙投票案内状作成業務に係る制限付一般競争入札について」の市ホームページですが、更新内容に一部修正があったことにより、9月2日に更新したため、新着情報に掲載されたというところです。	選挙管理委員会事務局	R7.9.5	R7.9.24
C64-「市役所駐車場混雑時の案内」で前面道路を通り抜けされる車の安全誘導が必要。	市役所の増築工事も終わり、作業事務所がなくなり駐車スペースが戻りましたが、交通整理員が少なくなり、入庫ではなく前面道路を通り抜けられる方は、対向車線を逆走する(画像右下、左上)必要性があり、この方たちの安全誘導が必要。⇒カーブ個所では、前方の対向車線の状況確認ができません。(画像左下) ⇒添付画像。C64。市役所入口の車の混雑状況(4枚組) ※安心安全の街づくり宣言の担当部署の危機管理室に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	市役所駐車場の前面道路渋滞時における交通誘導については、現在も車列の最後尾に警備員が待機し、駐車場出入口正面の警備員と連携を取りながら、通り抜けを行う際に対向車が来ることのないよう対応しております。 今後も、混雑状況に応じて警備員の配置を増やす等、安全確保に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。	総務室	R7.9.12	R7.9.19
C65-「市役所正面玄関右のミストシャワー装置は稼働されるのでしょうか？」	今年の夏は、例年になく厳しい暑さで9月に入っても30度を超える日が続いています。市役所に8月に数回、行きましたが稼働していませんでした。 吹田市は、市役所の正面玄関右のミストシャワー装置を稼働されるのでしょうか？。どのような時に稼働されるのでしょうか？。 ⇒添付画像。C65-市役所のミストシャワー装置 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。	本庁舎のミストシャワーにつきましては、例年7月1日から9月30日までの平日において、正午から午後5時まで稼働しています。 今夏も上記のとおり稼働していますが、ミストの目詰まりが発生したため、一部の箇所では十分な水量が噴霧出来ていない状況になっており、現在、修繕に係る手続きを進めているところです。 御迷惑をおかけしますが、御理解賜りますようお願いいたします。	総務室	R7.9.12	R7.9.19
C66-「市役所1階ロビーのデジタルサイネージの下部の電気コードが？」	市役所1階ロビーのデジタルサイネージの下部の電気コードをサイネージの脚が踏みつけているように見えます。確認をされたし。 ⇒添付画像。C66-市役所デジタルサイネージの下部の電線 ⇒添付画像。C66-市役所デジタルサイネージの下部の電線・拡大 ※写真については、公表しておりません。	市役所1階ロビーのデジタルサイネージの下部を確認したところ、電気コードはサイネージの脚横を通っていました。また、サイネージ設置位置のずれ等で電気コードを踏むことがないよう、電気コードの位置を見直しました。	総務室	R7.9.12	R7.9.19

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市民の声で文字サイズを小さくするのは不適切です	市民の声において、文章が長くなると文字サイズを小さくして掲載している例が見受けられます。 この運用は以下の点で適切ではないと考えます。 ●可読性の低下 文字を小さくすると、高齢者や弱視の市民にとって読みにくくなり、市民誰もが平等に情報を得られるという原則に反します。 PDFは、印刷を前提とした固定レイアウトの形式です。文字サイズが固定されているため、ブラウザや端末の機能で簡単に文字を拡大することが難しい場合があります(特にスマホでの閲覧時)。 ●アクセシビリティの配慮不足 行政文書は、JIS X 8341-3(高齢者・障害者等配慮設計指針)に準拠することが求められます。「文字を縮小して詰め込む」という方法は、視覚的に弱い立場にある市民への合理的配慮を欠くものです。 ●形式優先の姿勢 本来は文字量が増えた場合、ページを増やすべきであり、単に文字を小さくすることは、市民にとっての利便性を軽視した対応といえます。 要望: 長文を掲載する際には、文字サイズを小さくするのではなく、ページ数増加によって可読性を確保してください。	平素は市政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。 市民の声の公表につきまして、長文の場合に文字サイズを小さくしており、御不便をおかけしました。 データ管理の都合上、枠に入りきらないときには文字サイズを小さくして収める方法を採用しておりました。 今後は、文字サイズを小さくするのではなく、標準の文字サイズのままページ数を増やして、市民の皆様に読みやすいように記載させていただきます。	市民総務室	R7.9.4	R7.9.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C54-市HPに 掲出の「第6回 吹田市バリアフ リー推進協議 会」のタイトル に提言。	標題について、9月3日の新着情報に掲載されましたが、このタイトルでは、推進協議会の説明なのか、開催案内なのか、開催結果なのか分かりません。 ⇒添付画像。C54。推進協議会。新着情報。9/3 ⇒添付画像。C54。推進協議会。サイト。8/26 1)サイトを開くと、8月26日に開催済みでした。⇒タイトルは、「第6回吹田市バリアフリー推進協議会」の開催結果。または、「第6回吹田市バリアフリー推進協議会」の議事要旨にされたら分かりやすい。 2)今回は、開催済みであることから、議事録要旨の添付が必要と思います。 3)協議会の構成メンバーの記載が必要と思います。連合自治会長様は、入っておられるのでしょうか？ 4)「資料3-3。重点整備地区・生活関連施設・・・」で全体図の“X印”の説明が、凡例に記載されていません。 ⇒添付画像。C54。推進協議会。資料3-3の“X印”。 5)バリアフリー推進協議会は、傍聴可能な会議体ですか？。7月30日に市HPの新着情報に事前案内がされていますが、傍聴についての説明文がありません。 6)バリアフリー化関連で、他県での視覚障害者の踏切での死亡事故を受けて、阪急電車豊津駅前踏切で少し前に、点字タイルが設置されましたが、府道の北側(市管理道)と南側(府道)で形状が、異なっています。視覚障害者の方は「何！、これ！」、困られると思います。⇒吹田市と、大阪府の担当部署の事前協議は、国が色々と検討されている中でどのようにされたのでしょうか？。 ・市議会議員何人かが、駅前での辻立ち説法をされていますが、気づいて欲しい事象です。 ⇒添付画像。C54-阪急電車・豊津駅前踏切・点字タイル	1 新着情報のタイトルについて 今後、頂いたご意見を参考に掲載させていただきます。 (担当:総務交通室) 2 議事録要旨の添付について 議事録要旨につきましては、準備出来次第掲載予定です。 (担当:総務交通室) 3 協議会の構成メンバーの記載および連合自治会長の所属の有無について 委員名簿の掲載をいたします。連合自治会長は委員ではございません。 (担当:総務交通室) 4 資料3-3の凡例の記載漏れについて 凡例については、ご指摘のとおり記載漏れがありました。 今後、凡例の記載漏れがないように注意して資料を作成させていただきます。 (担当:総務交通室) 5 傍聴の可否及び説明について バリアフリー推進協議会は傍聴可能な会議体です。会場及びWebによる傍聴の募集において、事前にホームページ上に掲載させていただきました。 頂いたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 (担当:総務交通室) 6 豊津駅前踏切の点字ブロックについて 阪急電車豊津駅前踏切の北側は市所有地ではありますが、府管理地になります。	総務交通 室、道路 室、障がい 福祉室	R7.9.8	R7.9.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	7)バリアフリー化については、必要なことですが、吹田市道にはセンターラインや道路上の文字が消えているヶ所が多くあります。また無駄と思える工事もあります。予算配分の事前調整・優先順位付けの権限者は誰が行っておられるのでしょうか？。 8)令和6年(2024年)4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されましたが、吹田市の市会議員や職員・指定管理者の方々全員に周知(具体例での)がされていないように思えます。 9)【追伸】ルイ・ブライユによる点字考案200周年。1965年に日本で考案された点字ブロックが全国に普及で60年。市民に周知をされたら良いかと思います。 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	大阪府茨木土木事務所へ点字ブロックの件について問い合わせしたところ、「踏切道内の誘導表示(エスコートゾーン)については、国土交通省が定める「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に沿って設置しています。南側については、踏切の東側に歩道がないことから北側の誘導表示と異なる仕様になっています。なお、当該踏切道の誘導表示については、視覚障がい者の方と立会いのもと計画し、設置したものです。」と回答がありました。 (担当:総務交通室) 7 バリアフリー化について 道路表示の塗り直し等は道路の維持補修の一環として行っており、市民要望の内容に応じて周囲の状況やその危険性、緊急性を総合的に勘案して実施の可否を判断しております。 また、道路の維持補修工事は全て必要があって行っております。 なお、予算案の作成は事業を所管する各々の部署が作成し、予算案を市議会に諮り、議決を経て承認されるものです。 (担当:道路室) 8 合理的配慮の義務化の周知について 合理的配慮の義務化について、理解が促進するよう、引き続き庁内のネットワークを活用し、具体的な事例を踏まえた啓発に努めてまいります。 (担当:障がい福祉室) 9 点字ブロックの周知について 情報提供ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。 (担当:障がい福祉室)			

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
各担当課の回答の放置および中間報告がない件について	吹田市ホームページ上のお問い合わせフォームには、「お問い合わせ内容によりましては、回答にお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。回答は原則2週間以内に行います。回答にお時間がかかる場合は、担当からメールにてご連絡いたします。」という定型文がありますが、これまで担当課にお問い合わせでも、回答がなく、放置された結果、市民の声に投稿し、ようやく担当課から回答があったケースが複数ありました。 内容によって、回答に2週間以上かかるのは致し方ないと考えますが、回答作成中である旨の連絡がないと、握り潰す気なのか、やる気がないのか、メールを確認していないのか、など嫌な気持ちになります。 初回の投稿は問い合わせ確認メールが届くので、まだ安心できますが、担当課との直接のやりとりが始まると、問い合わせ確認メールも届かず、より不安になります。 何かしらの連絡を入れるように全庁での徹底をお願いします。 また現状的に2週間以内の回答が困難であれば、期間や対応方法の見直しをご検討ください。 記載されているルールに乗っ取って問い合わせをしているつもりなのに、ルール通りの対応がされないと、信じられなくなります。 改善を希望します。	各室課ホームページのお問い合わせ専用フォームにいただいたお問い合わせ等につきましては、2週間以内に回答することを原則としておりますが、回答に2週間以上要する場合には、申出人の方への御連絡を徹底し、回答に時間を要している旨や回答できる目安をお伝えするよう、全室課に周知いたしました。 また、担当課と直接メールでやりとりされる場合にも、メールを受領し対応中であることを必ずお知らせするよう併せて周知いたしました。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	市民総務室	R7.9.1	R7.9.10
吹田市における外国人の受け入れについて	昨今、外国人観光客、移民の増加による治安の悪化等が話題となっています。 かねてから川口市ではクルド人による問題が話題となっていました。が、政府は中国、インドからの移民の受け入れを決め、さらに先日は長井市、三条市、木更津市、今治市がアフリカ各国のホームタウンとして認定されました。 そこで質問ですが、吹田市では今後、市として移民を含む積極的な外国人の受け入れ、外国との上記4都市のホームタウン認定ような、市民の税金等が制限なく外国人に流れるような取組みを進めていく方針はあるのでしょうか。 また現在は特区民泊について吹田市では認められていませんが、今後も同様の方針であるのでしょうか。 市の治安と、市民の安全を、心配しています。	移民を含む積極的な外国人の受け入れ、外国とのホームタウン認定のような市民の税金等が制限なく外国人に流れるような取組みを進めていく方針について 本市において「アフリカ各国のホームタウン」や「市民の税金等が制限なく外国人に流れるような取組み」の予定はございません。 なお、外務省のホームページにおいて、「JICAアフリカ・ホームタウン」に関して」として情報発信がされておりますので御確認ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_00001_02637.html (担当:文化スポーツ推進室) 特区民泊について 本市は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(いわゆる「特区民泊」)は実施いたしません。 (担当:企画財政室、衛生管理課)	文化スポーツ推進室、企画財政室、衛生管理課	R7.8.25	R7.9.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
北千里駅のイオン前での男2人による喧嘩について(治安悪すぎ)	8月6日19時10分頃、北千里駅のイオン前で突然男(青いカッターシャツ、グレーのズボン、黒のリュックで白髪混じりの50～60代くらい)が大声で怒鳴りだしもう一人の男性の胸を小突いて喧嘩が始まりました。 するとバス停でバスを待っていた正義感のある男性が仲裁に入りましたが、喧嘩は収まらずみんな何事かと見ていました。 その後二人はイオン北千里店に入って行った様子でその場からは消えました。また、警察官のバイクが直後に通りましたがバスが死角になってたのと2人はイオンの店内に消えていたので警察も役に立ちませんでした。 前から言っているが、北千里ではこのような輩が増えている、再開発をするなら姫路駅前のように再開発をすることで治安改善してほしいです。これでは警察がいくらパトロールをしても安心して暮らせません。 再開発で2012年以前の安全な北千里を取り戻して下さい。	治安に関するご意見につきましては、本市としても、北千里駅周辺活性化ビジョンにおいて「安心安全の視点」を掲げており、地区センターの再整備にあたっては、防犯に対する取組も必要と認識しています。 当該事業については、段階的な情報提供や、地域等との意見交換など、丁寧な事業推進に向けて準備組合と協議しながら進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。	計画調整室	R7.8.7	R7.8.14
議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について5	【質問1】 > 回答1)御意見として承ります。 その回答に対しては、2回目の質問ですでに以下のように返答しています。 > 前回のご回答において「意見として承る」との表現がありましたが、これは私の指摘を「多様な意見の一つ」に過ぎないかのように扱い、必ずしも対応する必要はないとする姿勢に見受けられます。 > しかし、私が述べたのは単なる好みや主観的な感想ではなく、公的資料の記載内容に客観的な問題があるとする指摘です。したがって、行政としては、その指摘が妥当であるかどうかを判断し、妥当であるなら修正する責任があります。 > 今回の指摘はいずれも資料の内容を読めば容易に判断可能なものであり、検討に時間を要する性質のものではありません。 同じ回答をくり返すということは、こちらの意見にまともに返答しようとしていないことを意味します。誠実さに欠ける対応です。 つきましては、「なぜ『期末手当を記載しないこと』が誤解を招かないと判断できるのか」にお答えください。2回目の回答で「問題ない」と述べたのですから、答えられる筈です。 【質問2】 > 市報については、市民に市政に関する情報を提供する考えから、比較として吹田市に住民票があった者の平均給与額を掲載させていただいております。	御質問いただきました、「なぜ『期末手当を記載しないこと』が誤解を招かないと判断できるのか」との質問につきましては、議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について3、質問1「なぜ期末手当を記載しないことが誤解を招かないと判断できるのか」の回答で、すでに回答させていただいております。 御質問いただきました、「市政に関する情報を提供する考え」に基づく、なぜ比較対象が「市内で働く人の平均給与額」ではないのかのご説明ください。」との質問につきましては、議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について4「「市政に関する情報を提供する考え」であるならば、なぜ比較対象は「市内で働く人の平均給与額」にならないのでしょうか。」の回答において、すでに回答させていただいております。	人事室	R7.7.28	R7.8.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	「市政に関する情報を提供する考え」に基づく、なぜ比較対象が「市内で働く人の平均給与額」ではないのかご説明ください。 「市政に関する情報を提供する目的」であるならば、より実態に近い比較を行うべきです。実態と乖離した比較は、市民を誤認させます。				